

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の一部改正について（案）

平成 17 年 10 月 27 日

農 林 水 産 省

1 見直しの趣旨

畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しに伴い、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成 12 年 12 月 19 日農林水産省告示第 1653 号）について、平成 17 年 8 月に農林物資規格調査会で決定した「JAS 規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準」に基づき、所要の見直しを行う。

2 改正の内容

(1) 牛肉を使用したコンビーフ缶詰とそれ以外の食肉を使用したり加工方法が異なっている類似の製品が幅広く流通していること等から、これらの製品の名称について、一般誤認防止ルールではなく、引き続き品質表示基準による規制が必要であり、

① 食肉を使用してコンビーフ様の製品とする「コーンドミート缶詰及びコーンドミート瓶詰」の定義及び名称の表示方法を規定する

② 牛肉を塩漬^{せき}しないでコンビーフ様の製品とする「無塩漬^{せき}コンビーフ缶詰及び無塩漬^{せき}コンビーフ瓶詰」の定義及び名称の表示方法を規定する等の改正を行う。

(2) わかりやすい表示ルールを実現する観点から、その他の畜産物缶詰及瓶詰の名称、原材料名の表示方法等について改正を行う。

改	正	案	現	行
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準				
(趣旨)				
第1条 [略]				
(定義)				
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。				
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準				
(趣旨)				
第1条 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。				
(定義)				
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。				
用語	語	定義	義	
畜産物缶詰又は畜産物瓶詰	語	食肉鳥卵又はその加工品（調味・調製したものを含む。）に調味液を加え、又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。	食肉鳥卵又はその加工品（調味・調製したものを含む。）に調味液を加え、又は加えないで、缶又は瓶に密封し、加熱殺菌したものをいう。	
食肉缶詰又は食肉瓶詰	語	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉（ばい焼又は塩漬したものを除く。）に水及び食塩を加えたもの、しょうゆ及び砂糖類を加えたもの若しくは食用油脂を加えたもの又はこれらに調味料、香辛料等を加えたものを詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉（ばい焼又は塩漬したものを除く。）に水及び食塩を加えたもの、しょうゆ及び砂糖類を加えたもの若しくは食用油脂を加えたもの又はこれらに調味料、香辛料等を加えたものを詰めたものをいう。	
焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰	語	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの肉、臓器及び可食部分等をばい焼し、しょうゆ、砂糖、食塩その他の調味料、香辛料等とともに詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの肉、臓器、可食部分等をばい焼し、しょうゆ、砂糖、食塩その他の調味料、香辛料等とともに詰めたものをいう。	
ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰	語	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を整形し、塩漬し、くん煙したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断して詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のばら肉、ロース肉若しくは肩肉を整形し、塩漬し、くん煙したものを又は豚肉若しくは半丸枝肉を塩漬し、くん煙したものをブロックに切断し、又は薄切りして詰めたものをいう。	
ハム缶詰又はハム瓶詰	語	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し、塩漬したものをケーシング等に包装し、くん煙し又はくん煙しないで、加熱したものをブロック、スライス又はその他の形状に切断して詰めたものをいう。	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、豚のもも肉、ロース肉、肩肉又はばら肉を整形し、結着材料を加え又は加えないで、塩漬したものをケーシング等に包装し、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し又は加熱しないものをブロックに切断し、又は薄切りしたものを詰めたものをいう。	
ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰	語	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器及び可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたものは魚肉若しくは魚肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたものは魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリーンピース、パプリ	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家畜、家兎又は家きんの肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したものに、家畜、家兎若しくは家きんの臓器若しくは可食部分を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたものは魚肉若しくは魚肉を塩漬し若しくは塩漬しないで、ひき肉し、若しくはすりつぶしたものは魚肉及び鯨肉の原材料（調味液の原材料を除く。以下この項において同じ。）に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、調味料、香辛料等を加え、結着材料（結着材料の原材料に占める重量の割合が15%未満であるものに限る。）を加え又は加えないで、練り合わせたもの（グリーンピース、パプリ	

21

	カその他の種ものを加えたものを含む。)をケーシング等 ^{（一）} に充てた後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したもの ^{（二）} をブロック、スライス若しくはその他の形状に切斷し、又はそのままで詰めたものをいう。
コーンドミート缶詰又はコーンドミート缶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものであって、使用する牛肉を塩漬していないものをいう。
ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉にしたものに、家畜、家兎又は家きんの臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去して詰めたものをいう。
その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰、コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰、無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰、ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰及び家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器及び可食部分並びに卵をいう。
食肉	〔略〕
臓器及び可食部分	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層をいう。
家きん	〔略〕
家畜	〔略〕
結着材料	〔略〕

（一括表示事項）

第3条 家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰にあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同条第1項各号及び第6項に規定するもののほか、内容個数とする。

	をケーシング等 ^{（一）} に充てた後、くん煙し又はくん煙しないで、加熱し、又は乾燥したもの ^{（二）} をブロック、スライス若しくはその他の形状に切斷し、又はそのままで詰めたものをいう。
コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、牛肉を塩漬し、煮熟した後、ほぐし若しくはほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものをいう。
ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉を塩漬し、ひき肉にしたものに、家畜、家兎又は家きんの臓器又は可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し、又はすりつぶしたものを加え又は加えないで、結着材料、食用油脂、調味料、香辛料等を加え、練り合わせたものを詰めたものをいう。
家きん卵水蒸缶詰又は家きん卵水蒸瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、家きんの卵を煮熟し、殻を除去し又は除去しないで、水及び食塩とともに詰めたものをいう。
その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰	畜産物缶詰又は畜産物瓶詰のうち、食肉缶詰又は食肉瓶詰、焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰、ベーコン缶詰又はベーコン瓶詰、ハム缶詰又はハム瓶詰、ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰、コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰、ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰及び家きん卵水蒸缶詰又は家きん卵水蒸瓶詰以外のものをいう。
食肉鳥卵	食肉並びに食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の臓器、可食部分及び卵をいう。
食肉	食用に供される獣鳥（海獣を除く。）の肉（骨付肉を含む。）をいう。
臓器	肝臓、じん臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃及び腸をいう。
可食部分	食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾及び脂肪層をいう。
家きん	鶏、うずら、あひる、七面鳥、ほろほろ鳥その他の食用又は採卵用に飼育される鳥をいう。
家畜	牛、豚、馬、めん羊及び山羊をいう。
結着材料	でん粉、小麦粉、コーンミール、パン粉、植物性たん白、卵たん白、乳たん白、粉乳、ゼラチンその他の結着性を高めるため用いるものをいう。

（一括表示事項）

第3条 家きん卵水蒸缶詰又は家きん卵水蒸瓶詰及びその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰のうち家きん卵を詰めたもの^{（一）}にあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、同条第1項各号

及び第6項に規定するもののほか、内容個数とする。

2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び同条第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、内容個数及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰

(イ) 調味液を加えたものにあつては、使用した食肉の名称の次に、調味液の種類を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

(ロ) 食肉の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肉」等と最も一般的な名称をもって記載すること。

(ハ) 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、(イ)の調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と記載すること。

イ 焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰

(イ) 「やきとり」と記載すること。ただし、くし刺しのものにあつては、「やきとり（くしざし）」と記載すること。

(ロ) 「やきとり」又は「やきとり（くしざし）」の表示の次に、主な特徴となる香味（しょうゆに係る香味を除く。）に係る原材料が明らかとなるように「（塩味）」等と併記すること。

ウ ペーコン缶詰又はベーコン瓶詰

ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

エ ハム缶詰又はハム瓶詰

骨を除いたものも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては「ペリーハム」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

オ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが20mm未満のものにあつては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが20mm以上36mm未満のものにあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが36mm以上のものにあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたものを使用し、臓器、可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉及び鯨肉を加えていないものであつて

及び第6項に規定するもののほか、内容個数とする。

2 内面塗料缶以外を使用した缶詰にあっては、製造業者等がその缶に一括して表示すべき事項は、加工食品品質表示基準第3条第1項各号及び同条第6項並びに前項に規定するもののほか、使用上の注意とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名、内容個数及び使用上の注意の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰

(イ) 使用した食肉の名称の次に、調味液の種類を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

(ロ) 【略】

(ハ) 小肉片、ほぐし肉、ひき肉、骨付の食肉又はくし刺しの食肉を詰めたものにあつては、(イ)の調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」、「骨付」又は「くしざし」と記載すること。

イ 【略】

ウ ペーコン缶詰又はベーコン瓶詰

ばら肉を使用したものにあつては「ベーコン」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースベーコン」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーベーコン」と記載すること。ただし、スライス等したのものにあつては、「ベーコン」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

エ ハム缶詰又はハム瓶詰

骨を除いたものも肉を使用したものにあつては「ボンレスハム」と、ロース肉を使用したものにあつては「ロースハム」と、肩肉を使用したものにあつては「ショルダーハム」と、ばら肉を使用したものにあつては「ペリーハム」と記載すること。ただし、スライス等したのものにあつては、「ボンレスハム」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

オ ソーセージ缶詰又はソーセージ瓶詰

ケーシングとして羊腸を使用したもの又は太さが20mm未満のものにあつては「ウインナーソーセージ」と、ケーシングとして豚腸を使用したもの又は太さが20mm以上36mm未満のものにあつては「フランクフルトソーセージ」と、ケーシングとして牛腸を使用したもの又は太さが36mm以上のものにあつては「ボロニアソーセージ」と、食肉に豚の脂肪層を加えたものを使用し、臓器及び可食部分（豚脂肪層を除く。）、魚肉並びに鯨肉を加えていないものであ

って水分が35%を超え55%以下のものにあつては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器及び可食部分、魚肉並びに鯨肉を加えていないものにあつては「リオナソーセージ」と記載すること。ただし、スライス等したものにあっては、「ボロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」等と記載すること。

カ コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰

コーンビーフを詰めたものにあつては「コーンビーフ」と、コーンビーフ以外のコーンドミートを詰めたものにあつては「コーンドミート」と記載すること。ただし、牛肉と馬肉を併用したものの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限り、）を詰めたものにあつては「ニューコーンドミート」又は「ニューコーンミート」と記載することができる。

キ 無塩漬コンビーフ缶詰又は無塩漬コンビーフ瓶詰

「無塩せきコンビーフ」と記載すること。

ク [略]

ケ 家きん卵缶詰又は家きん卵瓶詰

使用した卵の名称の次に、調味液の種類の名称を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

コ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

(7) 「豚肉しょうが焼」、「鶏そぼろ」、「牛もつ味噌煮」等と、その内容を表す最も一般的な名称をもって記載すること。

水分が35%を超え55%以下のものにあつては「セミドライソーセージ」と、食肉に種ものを加えたものを使用し、臓器、可食部分、魚肉及び鯨肉を加えていないものにあつては「リオナソーセージ」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあつては、「ボロニアソーセージ」等の文字の次に括弧を付して、「スライス」と記載すること。

カ コンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰

「コンビーフ」と記載すること。

キ ランチョンミニ缶詰又はランチョンミニ瓶詰

「ランチョンミート」と記載すること。

ク 家きん卵水煮缶詰又は家きん卵水煮瓶詰

使用した卵の名称の次に、「水煮」と記載すること。

ケ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

(7) 食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品（以下「食肉等」という。）を詰めたものにあつては、次に定めるところにより記載すること。

a 調味液を加えたものにあつては、食肉等の名称の次に、調味液の種類の名称を別表に掲げる表示の方法により記載すること。

b 食肉等の名称は、「牛肉」、「豚肉」、「鶏肝臓」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、臓器及び可食部分の名称は、個別の「○○肝臓」等の臓器及び可食部分の名称に代えて、「○○もつ」と記載することができる。

c 牛肉と馬肉を併用したもの（牛肉の重量が牛肉及び馬肉の合計重量の20%以上のものに限り、）を塩漬し、煮熟した後、ほぐし又はほぐさないで、食用油脂、調味料、香辛料等を加え又は加えないで詰めたものにあつては、bの規定にかかわらず、「コーンドミート」と記載することができる。

d 小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付の食肉を詰めたもの（cの規定に従い「コーンドミート」と記載したものを除く。）にあつては、aの調味液の種類等の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と記載すること。

(7) 食肉等を詰めたもの以外のものにあつては、その最も一般的な名称をもって記載すること。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰

(7) 食肉及びその加工品（調味、^{せき}ばい焼又は塩漬したものに限る。）（以下、「食肉等」という。）の小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを詰めたものにあつては、(7)の名称の次に括弧を付して、「小肉片」、「ほぐし肉」、「ひき肉」又は「骨付」と記載すること。ただし、(7)の名称から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものであることが明らかである場合はその限りでない。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、使用した原料を、ア及びイの区分により、それぞれア及びイに規定するところにより記載すること。
[附る。]

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(イ)の順に記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「鶏肉」、「水」、「食塩」、「みりん」、「こしょう」、「ゼラチン」、「寒天」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d b及びcの規定にかかわらず、食肉缶詰又は食肉瓶詰（調味液の種類、名称が水煮及び油漬のものに限る。）及び焼き鳥缶詰又は焼き鳥瓶詰にあっては、使用した砂糖類の合計重量が調味液の重量の100分の1に満たない場合には、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

e 薬味が2種類以上の場合にあっては、aの規定にかかわらず、「薬味」の文字の次に括弧を付して、「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

f 食酢にあっては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

(4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

[削る。]

イ ペーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びコンビーフ缶詰又はコンビーフ瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(イ)の順に記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「豚ばら肉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん白加水分解物」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「

果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖・ぶどう糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合高果糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c. 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は砂糖又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ ハム缶詰又はハム瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(イ)の順に記載すること。

(ウ) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a. 「豚もも肉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん白加水分解物」、「卵たん白」、「ゼラチン」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b. 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合高果糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c. 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は砂糖又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d. 使用した結着材料が2種類以上の組合せの場合にあっては、aの規定にかかわらず、「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「卵たん白、乳たん白」等と原材料に占める重

[削る。]

量の割合の多いものから順に記載すること。

- (イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

[削る。]

エ ソーページ缶詰又はソーページ瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(イ)の順に記載すること。

- (ウ) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「豚肉」、「豚脂肪層」、「豚じん臓」、「グリーンピース」、「でん粉」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん加水分解物」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては、「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した砂糖類が2種類以上の場合は、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・異性化液糖」と記載すること。

d 使用した食肉、種もの又は結着材料がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」、「種もの」又は「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「豚肉、牛肉」、「グリーンピース、パプリカ」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

- (イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

オ ランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(ウ)及び(イ)の順に記載すること。

- (ウ) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「豚肉」、「ラード」、「食塩」、「豚肉エキス」、「たん加水分解物」、「でん粉」、「こしょう」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしょうその他の香辛料にあっては「香辛料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「

果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖、砂糖・ぶどう糖・果糖液糖と、砂糖混合高果糖液糖と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖と記載すること。ただし、ぶどう糖・果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c 使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖・果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合にあっては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d 使用した食肉又は結着材料がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」又は「結着材料」の文字の次に括弧を付して、「豚肉、牛肉」又は「でん粉、小麦粉」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

(4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

カ 家きん卵水素塩又は家きん卵水素塩

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(7)の順に記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあっては、「うずら卵」、「水」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。

(4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第21条第1項第1号及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

キ その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰

使用した原材料を、次に定めるところにより、(7)及び(7)の順に記載すること。

(7) 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

a 「牛肉」、「豚肝臓」、「牛舌」、「鶏卵」、「しょうゆ」、「食塩」、「みそ」、「醸造酢」、「みりん」、「トマトピューレー」、「はちみつ」、「牛肉エキス」、「たん白加水分解物」、「植物油脂」、「全粉乳」、「ゼラチン」、「でん粉」、「こしょう」、「しょうが」、「グリーンピース」等とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、こしょうその他の香料にあっては、「香料」と記載することができる。

b 砂糖類にあっては、「砂糖」、「水あめ」、「ぶどう糖」、「ぶどう糖・果糖液糖」、「砂糖混合ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」等とその最も一般的な名称をもって記載し、砂糖混合ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖・果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖

[削る。]

2 食品添加物以外の原材料にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次に定めるところにより記載すること。

(7) [略]

(4) ペーコン缶詰又はベーコン瓶詰及びハム缶詰又はハム瓶詰にあっては、(7)の本文の規定にかかわらず、使用した豚肉について、「豚ばら肉」、「豚もも肉」等とその部位の名称をもって記載すること。

(7) [略]

糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあっては「異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

c. 使用した砂糖類が2種類以上の場合、bの規定にかかわらず、「砂糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

d b 及び c の規定にかかわらず、使用する砂糖類が 2 種類以上であって、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の 100 分の 1 に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

e 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、aの規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリーンピース、パプリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

f 食酢にあつては、「醸造酢」又は「合成酢」の区分により記載すること。

(イ) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、規則第 2 1 条第 1 項第 1 号ホ及び第 2 号、第 1 1 項並びに第 1 2 項の規定に従い記載すること。

(3) 内容個数

「〇〇個」又は「〇〇〇個～〇〇〇〇個」（下限の個数は上限の個数の80%以上であること。）と記載すること。

(4) 使用上の注意

「開缶後はガラス等の容器に移し換えること」等と記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項（次条において「一括表示事項」という。）の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容固数、固形量、内容総量、内容量、賞味期限、保存方法、使用上の注意、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。ただし、使用上の注意を一括して表示することが困難な場合には、使用上の注意の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

(イ) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰にあっては、商品名の表示されている箇所近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであつて、かつ、日本工業規格Z8305(1962)に規定する9ポイント

(c) 使用した砂糖類が２種類以上の場合には、(c)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖、水あめ」等と使用量の多いものから順に記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合には「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合には「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合には「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(4) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、使用する砂糖類が２種類以上であって、その砂糖類の合計重量が調味液の重量の１００分の１に満たない場合は、「砂糖類」又は「糖類」と記載することができる。

(2) 使用した食肉、結着材料、種もの又は薬味がそれぞれ2種類以上の組合せである場合は、(7)の規定にかかわらず、「食肉」、「結着材料」、「種もの」又は「薬味」の文字の次に括弧を付して、それぞれ「牛肉、豚肉」、「小麦粉、コーンミール」、「グリリンピース、パブリカ」又は「ねぎ、しょうが」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

〔略〕

人略

(3) [略]

(4) [略]

2 [略]

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンミート缶詰又はコーンミート瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰にあっては、商品名の表示されている箇所近接した箇所、背景の色と対照的な色で、商品名の高さの2分の1以上の高さであつて、かつ、日本工業

規格Z8305(1962)に規定する9ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に、使用した食肉の名称を記載している場合は、この限りでない。

- (2) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付の食肉を使用したものについては「骨付」の用語を、いずれも商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、第1号に規定する方法により記載すること。ただし、商品名から小肉片、ほぐし肉、ひき肉又は骨付のものを使用したことが明らかな場合は、この限りでない。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰、コーンドミート缶詰又はコーンドミート瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したもののについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語
- (2) その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、食肉、臓器及び可食部分並びにこれらの加工品を2種類以上使用したもののについて、特定の食肉を特に強調する用語
- (3) [略]

別表(第4条関係)

[略]

トの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、使用した食肉の名称を記載すること。ただし、商品名に、使用した食肉の名称を記載している場合は、この限りでない。

- (2) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及び食肉等を詰めたその他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰(第4条第1項第1号ケの7)のcの規定に従い名称に「コーンドミート」と記載したものを除く。)であって、小肉片を使用したものについては「小肉片」の用語を、ほぐし肉を使用したものについては「ほぐし肉」の用語を、ひき肉を使用したものについては「ひき肉」の用語を、骨付の食肉を使用したものについては「骨付」の用語を、いずれも商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、第1号に規定する方法により記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 食肉缶詰又は食肉瓶詰及びランチョンミート缶詰又はランチョンミート瓶詰であって、食肉を2種類以上使用したもののについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語
- (2) その他の畜産物缶詰又はその他の畜産物瓶詰であって、食肉等を2種類以上使用したもののについて、特定の食肉を特に強調する用語
- (3) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

別表(第4条関係)

調 味 液 の 種 類	調味液の種類の表示の方法
1 水又は水に食塩等(しょうゆ、食酢及び食用油脂を除く。)を加えたもの	「水煮」と記載すること。
2 水にしょうゆ及び砂糖類を加えたもの又はこれらにその他の調味料若しくは香辛料等を加えたもの	「味付」と記載すること。
3 食酢又は食酢に香辛料等を加えたもの	「酢漬」と記載すること。
4 食用油脂又は食用油脂に香辛料等を加えたもの	「油漬」と記載すること。
5 トマトソース等の調味液	「調味液漬」と記載すること。ただし、「トマトソース漬」、「クリームソース漬」等と記載することができる。